社会福祉法人敬寿会
法令遵守規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人敬寿会（以下、「法人」という。）における法令遵守に必要な事項を定めることにより、役職員等がすべての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、法人の事業活動が高い倫理性を持って行われることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む。）並びに法人の定款、諸規程（細則、要領等を含む。）及びこれらに関連する通知をいう。

２　この規程において「法令遵守」とは、法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動することをいう。

３　この規程において「役職員等」とは、法人の役員及び職員、派遣労働者並びに法人の契約先の労働者をいう。

４　この規程において「法人の事業活動」とは、法人定款に規定する事業の活動をいう。

（役職員等の責務）

第３条　役職員等は、法人の事業活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが法人の事業活動の一端を担っていることを深く意識し、常に誠実に判断し行動する責務を有する。

２　役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、自らの専門知識、技術、経験を活かし、法人の事業活動を発展させることにより、定款に規定する目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

（法令遵守責任者等）

第４条　法人本部に、統括法令遵守責任者を置く。

２　統括法令遵守責任者は、法令遵守の推進について統括し、法人全体における法令遵守体制の確立を図るとともに、法人の事業活動の公正な遂行の確保その他法令遵守に関する業務を行うものとする。

３　統括法令遵守責任者は、法人本部及び施設ごとに法令遵守責任者を置く。

４　法令遵守責任者は、施設等における法令遵守体制の確立を図るとともに、法人の事業活動の公正な遂行の確保その他法令遵守に関する業務を行うものとする。

（法令等の遵守）

第５条　役職員等は、法人の事業活動の実施、経理事務の遂行等に当っては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

２　役職員等は、事業の計画・立案、申請、実施、報告等法人の事業活動、経理事務の遂行の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、法人の事業活動で得たデータ等の記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行ってはならない。

（職場環境の整備）

第６条　役職員等は、法人の事業活動の実施に当たり責任ある行動の実践と不正行為の防止を図る為には、公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、所属する部署における職場環境の質的向上に積極的に取り組むものとする。

（利益相反）

第７条　役職員等は、法人の事業活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。

（法令等違反の通報）

第８条　役職員等は、法人の事業活動全般、経理事務において、不正な行

為処理を発見した場合は、直ちに所属する施設等の法令遵守責任者に通報するものとする。

２　各施設等の法令遵守責任者は、役職員等からの不正発見の届出があった場合は、直ちに是正措置を行うとともに、統括法令遵守責任者へ報告する。

３　統括法令遵守責任者は、各施設等の法令遵守責任者から報告のあった事案のうち、重要な事案については、理事長に報告し、対応を協議するものとする。

４　役職員等は、不正行為の事案によっては統括法令遵守責任者へ直接報告をすることができる。この場合、各施設等の法令遵守責任者は、当該役職員にいかなる不利益行為をしてはならない。

５　役職員等は、事実に反することを知って通報、個人的な利益を図る目的、誹謗・中傷目的による通報、その他不正の目的による通報をしてはならない。

「法令遵守規程」制定に際しての基本的な考え方

「法令遵守」とは、法人が事業活動を展開していく上で最も基本となるべきものであり、各種法令の目的、精神を正しく理解し遵守していくということに他ならない。さらに法人には「公益団体」という性格上、「社会的責任」「社会貢献」が求められている。

昨今、明るみに出でている食品業界の偽装問題、公務員関係では年金の記録問題、出入り業者への預け金問題、介護保険業界では介護保険の不正請求、不正受給など組織のガバナンス（組織統治）の欠如が問題となっている。

このような中にあって、法人としては、「法令遵守」を組織命題として掲げ、「法令遵守規程」を制定して職員に周知徹底を図り、法人の組織体制を見直しながら、より強固なガバナンス体制を構築し「社会福祉法人」の使命を果たすために邁進するものである。

統括法令遵守責任者	本部事務局事務局長
法令遵守責任者	本部事務局総務部長
	山形敬寿園施設長
	沼木敬寿園施設長
	鈴川敬寿園施設長
	仙台敬寿園施設長
	アルカディア仙台敬寿園統括管理者
	埼玉さくらんぼ館施設長
	東京敬寿園施設長
	葛飾敬寿園施設長
	横浜敬寿園施設長
	相模原敬寿園施設長

附　則　　この規程は、平成２３年４月１日から施行する。
附　則　　この規程は、平成２５年１１月１日から施行する。
附　則　　この規程は、平成２６年５月２４日から施行する。
附　則　　この規程の改正は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則　　この規程の改正は、令和３年４月１日から施行する。